

令和8年1月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年1月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社雅觀光（法人番号：5050001003323） 代表者 與澤 雅
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県水戸市酒門町4548-2 (茨城町営業所) 茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴34-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年4月18日、令和7年5月26日及び令和7年6月10日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務員等台帳の記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 13点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照）

令和8年1月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年1月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	横バス観光株式会社 (法人番号 : 4021001041283) 代表者 市川 壽一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横須賀市内川2-1-22 (本社営業所) 神奈川県横須賀市内川2-1-22
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年11月13日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)